

## 令和2年度 松山市幼保連携型認定こども園指導監査実施方針

### [ 基本方針 ]

幼保連携型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）に対する指導監査については、関係法令、通知に基づき、認定こども園の自主性を十分に尊重しつつ、教育・保育の提供等が適正に行われていることの確認のために実施する。なお、学校法人が設置する認定こども園については、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開してきた経緯を踏まえた対応を行う。

一般指導監査はすべての施設について年1回実地調査により実施する。

### [ 重点事項 ]

#### ① 適切な教育・保育の提供と支援の確保

- ・全体的な計画を作成するとともに、指導計画に基づいて教育・保育が提供されているか。
- ・提供する教育・保育の質の評価をみずから行っているか。
- ・日常の安全管理、重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取り組みや危機管理はできているか。
- ・給食の献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、身体的状況及び嗜好が考慮されているか。

#### ②職員の確保・定着促進及び資質向上の取組

- ・労働時間の短縮や有給休暇の取得率の向上など労働条件の改善に努めるとともに、研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。
- ・職員の定着化に向けた取り組みが実施されているか。

#### ③人権侵害の発生防止及びその対策

- ・身体拘束、虐待の防止を図るための対策や体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底及び公表を行っているか。

#### ④防災・防犯対策及び感染防止対策の充実強化

- ・必要な設備の整備及び物資の確保がなされているか。
- ・非常時の際の連絡・避難体制及び地域や関係機関・団体との協力体制の確保が行われているか。
- ・危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成し、職員に周知されているか。
- ・感染防止に向けた取組を徹底し、日頃から感染防止に向けた取組が行われているか。